地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費について

令和元年10月1日より、消費税(国・地方)は10%へ引き上げられましたが、地方消費税交付金の増収分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の令和5年度一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)

262,990 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費

2,914,632 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

	業	_	経	費	_	般	財	源
事		名						費税交付金 障財源化分)
社会福祉				千円		千円		千円
	障害者福祉事	業		847,875		225,986		36,648
	高齢者福祉事	業		155,738		114,019		18,490
	児童・母子福祉	止事業		683,960		291,742		47,312
	その他事業			32,341		28,298		4,589
	小	計		1,719,914		660,045		107,039
社会保険	介護保険事業			364,711		328,559		53,283
	国民健康保険	事業		206,496		110,916		17,987
	小	計		571,207		439,475		71,270
保健衛生	医療対策事業			534,765		438,154		71,055
	疾病予防対策事業			68,692		68,140		11,050
	健康増進対策事業			20,054		15,882		2,576
	小	計		623,511		522,176		84,681
合 計				2,914,632		1,621,696		262,990

[※]地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。